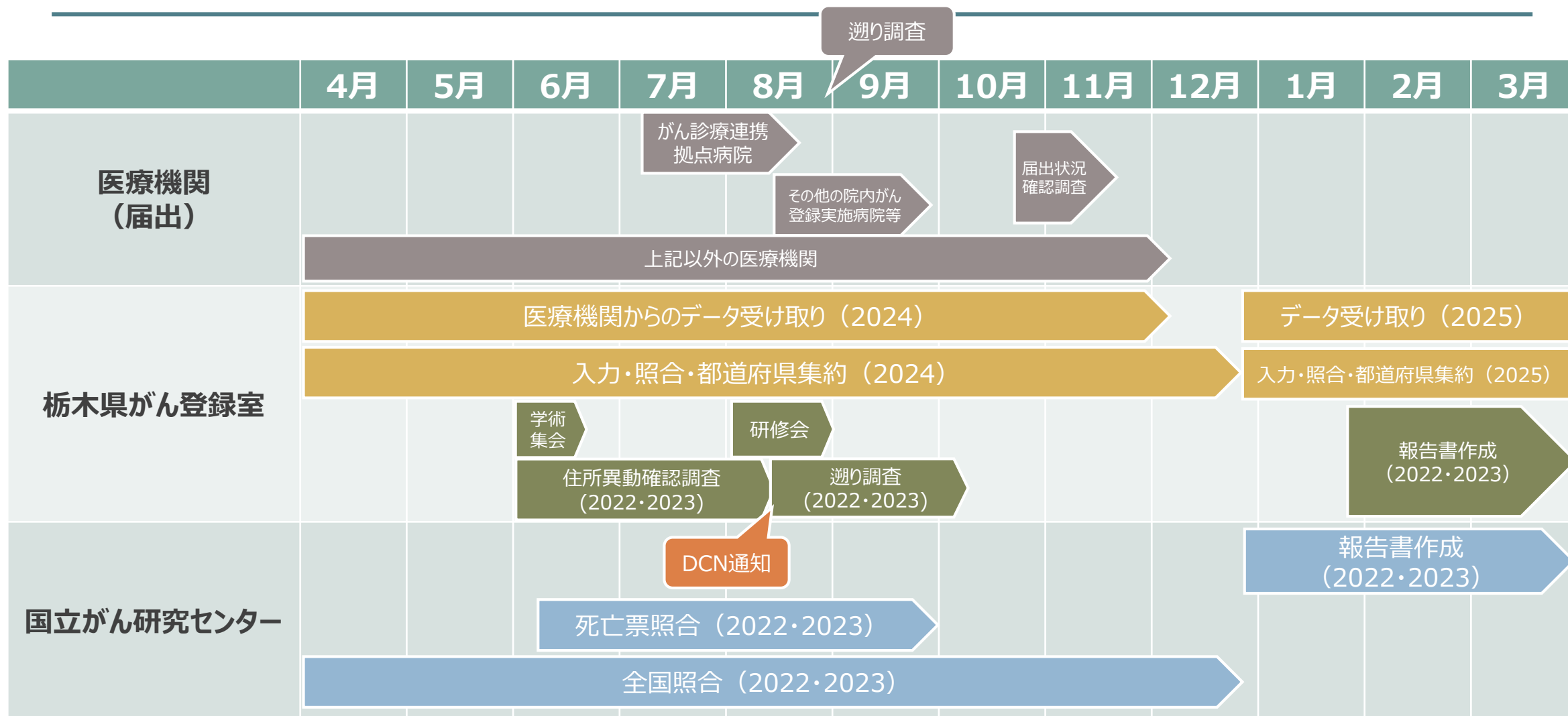


全国がん登録 届出の期間と時期

2025年度版
栃木県がん登録室



年間スケジュール予定（2025年度）



※上記スケジュールは予定のため前後する可能性があります。



栃木県がん登録室の作業内容

届出データ入力～集約

作業工程	作業内容	問合せの条件
届出内容のチェック (票内チェック)	届出されたデータを1件ずつ目視確認	エラーや内容に矛盾が発生している場合
同一人物確認 (照合・同定)	システムで同一人物と判断できなかった人を候補の中から確認 (例) 氏名・生年月日・住所の市町までは一致しているが市町以降が異なっている／生年月日・住所は一致しているが名前が一文字異なる など	情報が少なく登録室で判断できない場合
既登録とのチェック (票間チェック)	登録まで完了したが基本情報等に矛盾がある (例) 既登録の情報と氏名の漢字・性別が異なっている など	登録室で判断できない場合
集約	システムで同一腫瘍かどうか判断できなかったがん情報を確認 (例) A病院右肺がん、B病院左肺がん など	登録室で判断できない場合

医療機関ごとに作業



届出対象年

- **2024年1月1日 ~ 2024年12月31日** の期間に、自施設で「がん」として診断や治療などの診療行為を初めて行った患者が対象となります。(入院・外来問わず)
- 一定の期間内(当該がんの診断年の翌年末まで)の届出が義務付けられています。

診断日		届出期限
2024年1月1日	→	2025年12月31日まで
2024年12月31日	→	2025年12月31日まで
2025年1月1日	→	2026年12月31日まで



届出の推奨時期

- ・ 栃木県の推奨届出時期として、以下のスケジュールをお願いしています。

病院等の種別	2024年診断症例の推奨届出時期
がん診療連携拠点病院	2025年8月8日まで
その他の院内がん登録実施病院等*	2025年9月19日まで
上記以外	2025年12月12日まで随時

*拠点病院を除く栃木県がん診療連携協議会がん登録部会施設



遡り調査とは : 毎年9～10月頃

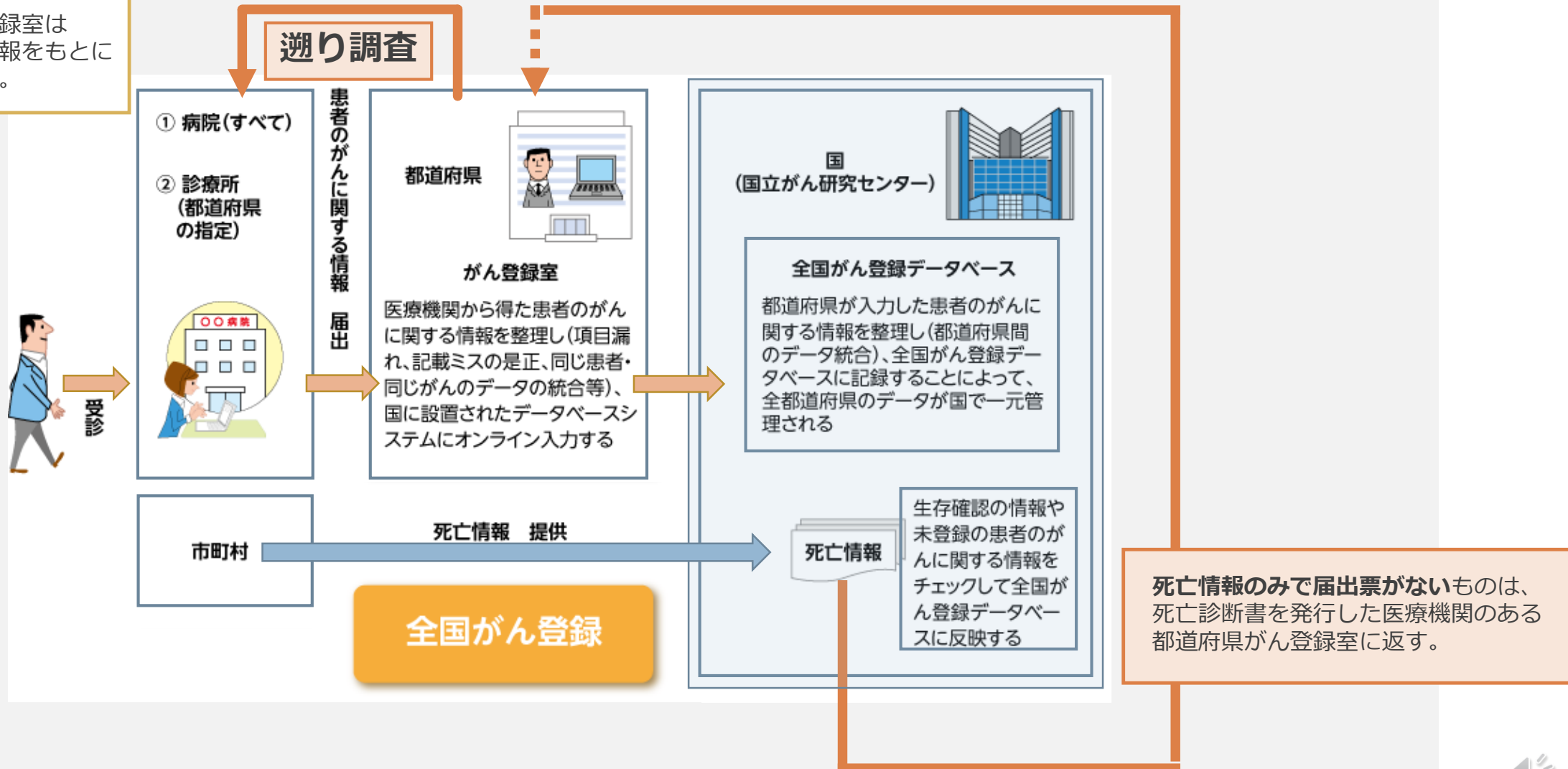
- 遡り調査の位置づけ（がん登録推進法6条、法14条、法13条、法16条）
- 遡り調査という行為は、任意の「調査」ではなく、死亡者情報票に端を発した、届出漏れの可能性の指摘と位置づけられ、その調査に基づいて作成される「遡り調査票」は届出票と同義である。
- 厚生労働大臣は、がん登録推進法14条に基づいて、都道府県知事に通知を行う。
- 都道府県知事は、通知を受け、法16条に基づいて、病院等に協力を求める。
- 病院等は、診療情報等の検索を行い、届出対象となる症例を確認した場合には、法6条に基づいて届出義務を果たす。
- 調査時点で廃院となっている病院、手挙げをやめた診療所は、調査対象年中に届出義務があっても遡り調査対象としない。



遡り調査とは

「死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出」（第14条）

都道府県がん登録室は
国からの死亡情報をもとに
遡り調査を行う。



届出状況確認

届出状況確認とは？

- ・推奨届出期限までに届出（追加届出含む）があるか作業状況を確認をさせていただきます。
- ・メールにて下記届出について（依頼）が届いたら
アンケートに必要事項を記入し回答をお願いいたします。
※メールのない施設には郵送いたします。

【依頼文書】

全国がん登録 2022 年診断症例の届出について（依頼）

各医療機関がん登録実務 御担当者様

標記 20XX 年診断症例の届出につきまして、別添のとおり依頼します。
令和 X(20XX) 年 12 月 XX 日までに届出をお願いいたします。
併せて、届出状況の確認のため、令和 X(20XX) 年 11 月 30 日までに
下記 URL よりアンケートへの御回答をお願いします。
全ての医療機関が対象ですので、届出済みの方も御回答ください。

↓アンケート URL
<https://forms.office.com/r/xQEmu50UhZ>

よろしくお願いいたします。

健康第 号
令和 X(20XX) 年 11 月 日
関係医療機関の長 様
栃木県保健福祉部健康増進課長

全国がん登録 20XX 年診断症例の届出について（依頼）

全国がん登録制度の運用に関しましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
がん登録等の推進に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、病院又は指定診療所は、原発性のがんについて当該病院等における初回の診断が行われたとき、厚生労働省令で定める期間内にかん登録の届出を行うこととされています。
つきましては、20XX 年診断症例を令和 X(20XX) 年 12 月 XX 日までに栃木県立がんセンターがん登録室宛て届出いただくようお願いします。
なお、届出方法に関し不明な点等ございましたら、栃木県立がんセンターがん登録室（電話：028-845-9502）までお問い合わせください。
また、届出状況の確認のため、令和 X(20XX) 年 11 月 30 日までに、以下の URL よりアンケートへの御回答をお願いします。全ての医療機関が対象ですので、届出済みの方も御回答ください。

「全国がん登録 2022 年診断症例届出状況調査について」アンケートフォーム
<https://forms.office.com/r/xQEmu50UhZ>

【アンケートフォーム＜見本＞】

全国がん登録20XX年診断症例届出状況調査について

全国がん登録実務者研修会でもお知らせしておりますが、20XX年診断症例(診断日：20XX/1/1～20XX/12/31)の届出期間は**12月XX日**となっております。
お忙しいところ恐縮ですが、下記に届出状況を記入し、**11月30日**までにご回答ください。
なお、この状況確認は**全医療機関対象**です。すでに届出済の医療機関様におかれましてもお手数をお掛けしますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

※不明な点等ございましたらご連絡ください。
連絡先：栃木県がん登録室 028-645-9592
Mail: chigan@tochigi-cc.jp

* 必須

1. 施設名を入力してください *

回答を入力してください

2. 担当者名を入力してください *

回答を入力してください

3. 担当者のメールアドレスを入力してください *

回答を入力してください

4. 届出状況を入力してください *

- ☐ ①これから届出します
- ☐ ②届出済です（追加届出の可能性あり）
- ☐ ③届出済です（追加届出なし）
- ☐ ④届出はありません

送信



よくある質問

■ まとめて届出後、追加で届出の必要な2024年診断症例が見つかりました。

⇒ 提出期間内であれば随時オンラインで受付しております。
特にご連絡の必要はありません。

■ 2023年症例で届出漏れが見つかりました。 2024年症例と一緒に提出してもいいのでしょうか。

届出申出書のコメント欄に以下を記載してください。
「2023年追加症例〇〇件」

⇒ 特に制限はありません。
ただし、初回の2023年罹患集計に反映されず、翌年以降の
再集計にて反映されることがあります。

■ 届出後、死亡された患者がいます。届け出し直した方がいいのでしょうか。

⇒ 届出内容の修正(治療の追加等)や死亡日情報の追加届出は不要です。
届け出た情報に誤りがあり、集計に影響を与えるような場合は
登録室までご連絡ください。



よくある質問

届出は随時受付しています。
漏れなく提出をお願いします。

■ 自施設の年間届出件数が100件近くあります。 一度に提出しないといけないのでしょうか。

⇒ 提出期間内であれば随時オンラインで受付しております。
年間届出件数が多い、少ないにかかわらず、複数回にわけて
提出していただいても構いません。

<参考例>

栃木県で実際に運用されている例です

◆ 年間届出が多い場合

① 1月～4月診断分、②5月～8月診断分、③9～12月診断分を
3回にわけて、1年分を漏れなく提出する。

◆ 年間届出が少ない場合

届出対象者が見つかったら随時届出をする。

⇒ 届出状況確認調査（毎年11月頃実施）時に届出漏れがないか
最終確認をして作業状況をお知らせください。



問い合わせ先

届出の内容や方法に不明な点がある場合は、
届出前に栃木県がん登録室までお問い合わせください。

相談先	連絡先	対応時間	問合せ内容について
栃木県保健福祉部健康増進課 がん・生活習慣病担当 がん対策チーム	028-623-3096 (直通) kenko-zoshin@pref.tochigi.lg.jp ※アドレスをコピーしてご利用の場合は#を@に変更してください	土日祝日を除く 8:30～17:15	届出制度について
栃木県がん登録室	028-645-9592 (直通) chigan@tochigi-cc.jp ※アドレスをコピーしてご利用の場合は#を@に変更してください	土日祝日を除く 9:00～16:00	届出の内容や方法について
国立がん研究センター がん登録オンラインシステム 問い合わせ窓口	がん登録オンラインシステム 専用問い合わせフォーム https://entry.gtoll.ncc.go.jp/questions/create	土日祝日を除く 9:00～17:00	がん登録オンラインシステムについて

